

産業立地促進補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、産業立地促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条第1項の規定により、補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 産業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたり用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投資額 補助対象施設の操業又は事業のために必要な、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号に掲げる資産の取得に係る経費をいう。
- (2) 新展開事業 県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換するなど当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。
- (3) 本社機能 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからへまでに掲げる部門が担う機能をいう。
- (4) 本社事業所 本社機能の全部又は一部を担う事業所をいう。
- (5) 三大都市圏 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域、又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をいう。
- (6) 大企業 次号で定める中小企業以外の法人をいう。
- (7) 中小企業 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している法人及び役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員）の総数の2分の1以上が大企業の役員又は従業員である法人）を除く。
- (8) 操業 対象施設において、製品を生産するラインが最初に稼働した日（試作品の製造及び試運転を除く。）又は立地促進事業を開始した日をいう。
- (9) 従業員 雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものをいう。
- (10) 県内居住新規従業員 立地促進事業確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が

県内において立地促進事業を行うために新たに雇用する者、若しくは当該事業者が県外で操業する施設から異動してきた者（県外に住所を有していた者に限る。）であって、県内に住所を有する従業員をいう。

(11) 賃料 建物のスペースを賃借する者が、貸主との間で賃貸借契約を締結し、貸主に対して定期的に支払う賃借料をいい、共益費、消費税等を除くものをいう。

(12) オフィスビル等の建物 主として企業等がオフィス（企業等の事務所又は営業所に使用されるスペースを指し、このスペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等に利用する場合も含むものとする。ただし、店舗は除く。）として利用することを目的として賃貸借の用に供された建物をいう。

(13) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。

(14) 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。

(15) 中核施設 原則として企業等の試験研究施設、展示施設又は事務所等に使用することを目的として建設された建物のうち、次のいずれかに該当するものとして、知事の認定を受けた施設をいう。

ア 産学集積群（クラスター）の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設

イ 地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設（500㎡以上の賃貸用床面積を有するものに限る。）

(16) 親会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条において定義された会社等をいう。

(17) 子会社 会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条において定義された会社等をいう。

（補助事業対象者）

第3条 補助金の交付対象は、原則、会社法第2条第1号に規定する会社とし、その他の法人又は個人については、知事が認めた場合に限り対象とする。

（設備補助に係る対象施設の確認等）

第4条 設備補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設の建設工事の開始、補助対象設備の導入又はこれらに準ずる日までに、対象施設確認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該施設が適当と認められる場合は、当該申請者に対し、必要に応じて条件を付したうえで、対象施設確認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

第5条 前条第2項の規定により対象施設確認通知書の交付を受けた者（以下「確認事業者」という。）は、要綱第3条に規定する補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書を提出するまでの間に、当該対象施設の整備に係る計画の変更をしようとするときは、あらかじめ対象施設変更確認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 確認事業者は、当該施設の整備に係る計画の廃止又は要綱に規定する補助金の交付対象の要件を欠くに至る計画の変更をしたときは、当該廃止又は変更後速やかに、その理由及び内容を対象施設計画廃止（変更）届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

（施設建設の着手及び完成）

第6条 確認事業者は、当該施設等の建設に着手したときは、着手の日から10日以内に対象施設建設着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 確認事業者は、当該施設等の建設が完了したときは、完了の日から10日以内に対象施設建設完了届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（操業開始）

第7条 補助対象事業者は、対象施設の操業を開始したときは、操業開始の日から10日以内に対象施設操業開始届（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（雇用補助に係る交付申請書提出期日の特例）

第8条 雇用補助金の交付を受けようとする者が、要綱第3条に基づき別に定める補助金交付申請の指定期日のただし書きの適用を受けようとする場合には、立地促進事業確認を受けた日から操業開始までの間に人員増員計画承認申請書（様式第1-2号）を提出し、県の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づき提出のあった人員増員計画承認申請書が段階的な設備投資など人員増員に係る明確なもので、かつ次のいずれにも該当する場合には、当該申請者に対し人員増員計画承認通知書（様式第2-2号）を交付するものとする。なお、人員増員計画承認通知書に記載する補助金交付申請書提出指定期日までに当該要件を満たさなかった場合には、操業後6ヶ月目に当たる日における県内居住新規従業員数を当該補助事業の対象経費とする。

（1）設備投資額（土地代を除く）が50億円以上であること。ただし、オフィス入居企業につ

いては、設備投資額に係る要件を免除する。

- (2) 操業開始から6ヶ月目に当たる日の県内居住新規従業員数が50人以上であり、かつ同日以降も引き続き継続的に人員を増員し、補助金交付申請時に県内居住新規従業員数が100人以上であること。
- 3 前項の承認通知を受けた者は、操業後6ヶ月目に当たる日の県内居住新規従業員数を記載した書類及び当該雇用者の雇用保険被保険者資格確認通知書の写しを、当該日から起算して1ヶ月を経過する日までに、知事に提出しなければならない。
- 4 第2項の承認通知を受けた者は、補助金交付申請時に人員増員実績報告書(様式第2-3号)を添付しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第9条 確認事業者は、要綱第12条に規定する補助金の請求を行う際は、補助金請求書と併せて対象施設事業実施状況報告書(様式第8号)を提出するものとする。ただし、要綱第3条に規定する補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から1年を経過していない場合はこの限りでない。

- 2 補助金の交付期間内に、当該施設の操業を休止、又は廃止(主な設備の撤去等を含む)するときは、あらかじめ、対象施設操業休止等予定届(様式第9号)を知事に提出するとともに、その内容について協議しなければならない。

(調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して関係書類の提出を求め調査等を行うことができるほか、立地促進事業の遂行に関する報告を求めることができる。

- 2 前項の場合において、補助対象事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

(賃料補助に係る中核施設の認定)

第11条 市町長は、管内にある施設が第2条第15号に規定する中核施設に該当すると認める場合は、知事に対して当該施設が中核施設である旨の認定を申し出ることができるものとする。

- 2 市町長は、前項に規定する申し出をしようとするときには、次に掲げる事項を記載した書面及びその他知事が求める資料を添付するものとする。

- (1) 当該施設の名称及び所在地
- (2) 当該施設の賃貸スペースの概要(室数、延床面積、賃貸用床面積、賃料等)
- (3) 当該施設が第2条第16号アに該当する場合は、当該施設を活用した産学集積群(クラスター)形成のコンセプト

(4) 当該施設が第2条第16号イに該当する場合は、当該施設を活用した地域産業の高度化や雇用の創出のコンセプト

3 知事は、前条の規定による申し出があった場合において、当該申し出内容が、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第3条に規定する基本指針に適合すると認めるときは、当該施設を要綱別表の中核施設として認定するものとする。

(賃料補助に係る対象施設)

第12条 賃料補助の対象施設の所有者及び管理者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人（中核施設へ入居する場合はこの限りでない。）

(2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(3) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 補助金の交付を申請する者の親会社若しくは子会社に該当する法人

(賃料補助に係る交付決定の取消し)

第13条 要綱第15条に規定する交付決定の取消しのほか、賃料補助に係る補助対象事業者が賃借料を滞納している事実が判明した場合、知事は、滞納月以降の交付決定を取り消すことができる。

2 要綱第15条又は前項の規定による交付決定の取消しを受けた事業者については、当該取消し以後、本制度による補助を受けることができない。

3 補助事業者が入居する建物が、前条各号に掲げる者が所有又は管理している事実が判明した場合、知事は、当該補助対象事業者の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に、立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業については、この要領の規定に関わらず、なお従前の例による。